

第18章

成年後見制度

第1節 成年後見制度

「カジタさんのCFP®テキスト2021 ライフプランニング 第18章」は、2021年4月時点の情報をもとに作成されています。CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

第18章 第1節 成年後見制度

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症や知的障害などの理由で判断能力が不十分な人(被後見人、被保佐人、被補助人)に対して、(後見人、保佐人、補助人が)財産管理や介護サービス等の契約などを支援する制度です。食料品や衣類等の購入など日常生活に関する行為は、本人の自己決定が尊重されます。

後見人、保佐人、補助人には「支援される側の人の契約等に同意する権利」「支援される側の人と締結した契約等を取り消す権利」「支援される側の人の代理で契約する権利」が付与されます。

2. 法定後見制度と任意後見制度

暗記		支援される側の判断能力	申し立ての手続き	後見人等を選任する人	同意権	取消権	代理権
法定後見制度	後見	現に欠いている	勝手に申し立て	家庭裁判所	×	○	○
	保佐	現に著しく不十分	勝手に申し立て	家庭裁判所	○	○	▲
	補助	現に不十分	本人の同意が必要	家庭裁判所	▲	○	▲
任意後見制度		将来に備えて	本人が申し立て	本人	×	×	○

- 法定後見制度の申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族・検察官等・任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人・市町村長が行える。
- 後見人に同意権がないのは、判断能力を欠いている人に同意するケースがないから。
- ▲は、本人(被保佐人・被補助人)の希望により、付与できる権利。
- 後見人等は、複数人OK、法人OK。

3. 任意後見制度の手続き

1. 本人と任意後見人が公正証書で任意後見契約を結ぶ。
2. 将来、本人の判断能力が低下した際に、本人・配偶者等が家庭裁判所に申し立てを行う。
3. 家庭裁判所が、**任意後見監督人**(任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているか確認する人)を選任し、任意後見契約の効力が発生。

4. 任意後見制度の注意点

- 本人の死亡をもって終了するため、葬儀や埋葬、官庁への諸届など**死後の事務等は対象外**。
- 死後の事務が必要な場合は、任意後見契約とは別に死後事務委任契約の手続きが必要。
- 任意後見の解約は、任意後見監督人の選任前であれば公正証書にいつでも解約可能だが、任意後見監督人が選任されたあとは家庭裁判所の許可が必要となる。